がを残して傷い残さず!!!



シリーズ地籍調査⑤

地籍調査の全体計画



調査対象面積

• 37.06 km²

調査対象筆数

• 26,333筆

区割 (大字単位)

• 30区画

完了目標年度

- 令和 2 9 年度
- 通算 3 2 年間

地籍調査事業の実施方法

・平成24年度から事業採択された、国土調査法第10条第 2項の規定に基づき実施する地籍調査事業(2項委託)に より進めます。

2項委託とは

地籍調査を適正かつ確実に実施することができると認められる民間法人に対して、工程管理・検査を含め、一体的に委託し実施するものです。

用語の定義

- 2項委託 = 国土調査法第10条第2項の規定に基づき東 秩父村が地籍調査の実施を委託すること
- 委託者=東秩父村
- 受託法人=委託者より地籍調査の実施を受託した法人

地籍調査の推進にご理解とご協力をお願いします。 建設課地籍調査担当 ☎82-1222

出典:地籍調査Webサイト(http://www.chiseki.go.jp/copyright/index.html)